

刑 法 (100 点)

第 1 問

甲・乙・Xの3人は狩猟免許を有する猟師であり、熊を撃つ目的で、朝3時頃に山林に一緒に赴き、待ち合わせ時刻と場所について合意した上で別行動に移った。経験の浅い乙は甲について行動することとした。

甲と乙が山の中を進んで行くと、15メートルほど先に山小屋があり、そこからカタンという物音がした。乙は「Xさんかもしれないから電話してみましようか。」と言おうと思ったが、経験の足りない自分が口を出すところではないと感じて、言いよどんでしまった。甲はとっさにそれが熊の音であると思い、山小屋の入口付近で動いた黒い影を目がけて銃弾を2発撃った。影はXのものであり、ドサッと音を立てて倒れた。Xは2発の銃弾を受けて、腸、腎臓、胃、心臓等を損傷する重傷を負っていた。

甲と乙が山小屋に近づいて懐中電灯で照らしてみると、Xが銃創により苦痛にあえいでいた。悪い予感の的中した乙は、恐怖のあまり「僕のせいじゃないぞ!」と叫んでその場から逃走した。甲は、「Xはもはや助からない状態だから、むしろ早く殺害して楽にさせよう。」と決意し、約1メートルの距離から銃弾1発をXの胸部に向けて撃ってXを即死させた。次いで甲は、事実を隠ぺいしようと考え、Xの死体を山小屋から約10メートルの地点の雑木林の斜面に投げ捨てて遺棄した。

Xに銃弾が当たったことに甲と乙が気付いた時点で、もはやXの救命は不可能であり、Xはたとえ甲が即死させずにそのままにしていたとしても、10分後には死亡していたと認められる。ただし、もしXに対し止血措置が施されていれば、その死亡時期は数時間遅れたであろうと認められる。

甲・乙の罪責を論じなさい。

第2問

甲は、同居している夫乙との離婚を考えていたが、一人娘で10歳になるXの親権を互いに譲らない事態が起きることを予想した。そこで甲は、Xを連れて家を出て行き自分（甲）の実家で暮らすことで、今後の交渉を有利に進めようと考えた。Xが自分を嫌い、乙との別居を望まないと自覚していた甲は、Xに対して、これからテーマパークに1泊で遊びに行こうと嘘をついて、予め当面の生活に必要なものを積んでおいた自分の乗用車にXを乗せると、約50キロメートル離れた自分（甲）の実家に直行し、そこでX及び自分の両親とともに暮らし始めた。

Xを取り戻そうと考えた乙は、家庭や女性の問題の専門家としてマスコミで売れっ子の甲に対して、Xを直ちに自分のもとに返さなければ、甲の家庭が崩壊している事実をマスコミに暴露すると電話で通告した。乙は、この時点でマスコミに暴露するつもりはなかったものの、1か月以上経っても甲から応答がないことに腹を立て、懇意にしている週刊誌の記者Aを呼んで、甲について、今回のことを含め、家庭内での常軌を逸した行動や暴言、近所とのトラブル、不倫などの事実を、密かに集めた写真、録音、メール等を示しながら詳細に説明した。Aは、甲の説く「理論」がどれほど実態から離れ、空疎であるかを読者に知らせるよい記事が書けるだろうと喜んで帰って行った。

乙は、甲との交渉材料がなくなったことから、実力行使しかないと考えるに至り、Xの転校先の小学校に下校時刻の頃、自分の車で赴いた。校門から出てくるXを甲の母Bが迎えに近づくのが見えたので、乙は下車してBに背後から走り寄るとこれを突き飛ばし、Xに自分と元の家に帰るかを尋ねた。Xが深く頷いたので、乙はXを脇に抱えるようにして運んで自車に乗り込むと、Bの制止を振り切って発進させ、Xとともに自宅に戻った。

甲・乙の罪責を論じなさい。